

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置を受けた業者名及び住所

- ①大成建設株式会社（法人番号 4011101011880）  
東京都新宿区西新宿1-25-1
- ②鹿島建設株式会社（法人番号 8010401006744）  
東京都港区元赤坂1-3-1
- ③株式会社大林組（法人番号 7010401088742）  
東京都港区港南2-15-2
- ④清水建設株式会社（法人番号 1010401013565）  
東京都中央区京橋2-16-1

### 2. 指名停止措置の期間

平成30年4月5日 から 平成30年8月4日 まで（4ヵ月）

### 3. 指名停止措置の対象区域

関東甲信越区域

### 4. 事実関係

公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事の受注調整事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、平成30年3月23日、建設業者4社等を検事総長に告発し、同日中に東京地方検察庁はこの4社等を起訴した。

### 5. 指名停止措置の理由

上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

（工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領）

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 関東甲信越区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内